

梧溪叢書

溪堂叢書

完



一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十



溪堂叢書

(48)

...	...	...	...	...	...	...	...	...
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

溪堂叢書



石川

石川

石川

石川

石川

石川

石川

石川

石川

石川

石川



言のゆゑに年々た 中住女も徳元路をあげたてゝ名  
の二地ちあひつた少路をさへ後取らむと云ふ 任に出来ぬ家下さあ  
悟可也と云ふ法言也相沖に世に法は法なりと云ふ上より任  
別無事と云ふ者一は固河の波海よりあはれと云ふは法言  
又左の如きも海防に法言なりと云ふも三つ位は相言なり  
又左の如きも海防に法言なりと云ふも三つ位は相言なり  
中住女も徳元路をあげたてゝ名  
の二地ちあひつた少路をさへ後取らむと云ふ 任に出来ぬ家下さあ  
悟可也と云ふ法言也相沖に世に法は法なりと云ふ上より任  
別無事と云ふ者一は固河の波海よりあはれと云ふは法言  
又左の如きも海防に法言なりと云ふも三つ位は相言なり  
又左の如きも海防に法言なりと云ふも三つ位は相言なり

中住女も徳元路をあげたてゝ名  
の二地ちあひつた少路をさへ後取らむと云ふ 任に出来ぬ家下さあ  
悟可也と云ふ法言也相沖に世に法は法なりと云ふ上より任  
別無事と云ふ者一は固河の波海よりあはれと云ふは法言  
又左の如きも海防に法言なりと云ふも三つ位は相言なり  
又左の如きも海防に法言なりと云ふも三つ位は相言なり







二自下。佐利宮系。故夫也。新。是。乃。其。意。也。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。五十一。五十二。五十三。五十四。五十五。五十六。五十七。五十八。五十九。六十。六十一。六十二。六十三。六十四。六十五。六十六。六十七。六十八。六十九。七十。七十一。七十二。七十三。七十四。七十五。七十六。七十七。七十八。七十九。八十。八十一。八十二。八十三。八十四。八十五。八十六。八十七。八十八。八十九。九十。九十一。九十二。九十三。九十四。九十五。九十六。九十七。九十八。九十九。一百。









千石不<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>西九<sub>ノ</sub>番<sub>ノ</sub>給<sub>レ</sub>道<sub>ノ</sub>也<sub>レ</sub> 傳<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>  
 醫<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub> 傳<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 一<sub>ノ</sub>年<sub>ノ</sub>也<sub>レ</sub>  
 不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 亦<sub>レ</sub>材<sub>ノ</sub>并<sub>レ</sub>代<sub>ノ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>  
 以下<sub>ノ</sub>各<sub>ノ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>

右<sub>ノ</sub>各<sub>ノ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>  
 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>

一<sub>ノ</sub>元<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>  
 用<sub>レ</sub>材<sub>ノ</sub>并<sub>レ</sub>代<sub>ノ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>

一<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>議<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>  
 會<sub>レ</sub>料<sub>ノ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>

一<sub>ノ</sub>傳<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>  
 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>

一<sub>ノ</sub>傳<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub> 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>  
 仰<sub>レ</sub>日<sub>ノ</sub>在<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>





丁未年四月廿五日

カク

カク

カク

本より此  
古面聖人の言に依りて并給の上陸し依り  
老弱を沖にせし所より外海に依りて舟  
に乗りて舟も亦破れ舟均すといふ事  
は平しくし舟す

徳吉の聖國助益を教訓おぬ三年

下り洋屋法

伊次郎に依りて舟に  
舟に依りて

氏 宗士の

下り洋屋法

徳吉の聖國助益を教訓おぬ三年  
下り洋屋法  
伊次郎に依りて舟に  
舟に依りて

小月日  
一様存侍なり 二下十人、又之

日六日日 西日

伝五三人

一四苑笑馬 二下十人、又之

伝五三人

一五物侍 二下十人、又之  
亦亦小知 二下十人、又之

一 今野徳 二下十人、又之

櫻田軍法

二 宅本金銀

柳川善齋門

初目代元

目黒久三郎

虎岩石徳

河部宋榮

二 觀 二頁

一 山新里控三拾七人

伊三右衛門殿赤松人

伊三右衛門殿赤松人

三拾下候殿  
控五人

一 山右工 赤

一 山木 三人

一 人 三人 控人

一 山 控五無松七人

子七口控

の御代

一 山 控五無松七人 人控前二口下

御代是 依森三人 二口下

の御代

一 武田平三郎

物吉平三郎 御代  
御代は 御代は 御代は

御代は 御代は 御代は

丹野 昌長

大御代

白 十一 平少亮

御代は 御代は 御代は

御代は 御代は 御代は

大石砂

六五銀と銅子

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

一白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

白石房との

上卜口フ話

二二(目)事(一) 湯口(一) 伊豆(一)

一 今村繁人介

一 長谷川(一) 伊豆(一)

二二(目)事(一) 伊豆(一)

一 近英彦(一) 伊豆(一)

二二(目)事(一) 伊豆(一)

一 石川(一) 伊豆(一)

二二(目)事(一) 伊豆(一)

一 三浦(一) 伊豆(一)

二二(目)事(一) 伊豆(一)

二二(目)事(一)

二二(目)事(一)

一 伊豆(一)

二二(目)事(一) 伊豆(一)

一 伊豆(一)

二二(目)事(一) 伊豆(一)

一 伊豆(一)

ノ七一

口月係

一三五

竺堂射子版

片倉市十小皮

市本流石版

石版

杉前王小皮

三加武三市

注向重三市

石版

杉下大市

大注三市

砂河三市

アツケ三注

口月係

一聖解流石門

一本備和三部

一の部三注子

七留川中三注

一聖解流石門

一伊東流石門

一伊東流石門



唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...

唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...  
 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟... 唐律中七十以上者應聽訟...





張子不徒以能言為知也抑能行也其行也必以心為之而心之動靜皆為其所制也  
夫心之動靜皆為其所制也故曰心者身之主也身而靜則心亦靜也心靜則氣亦靜也氣靜則神亦靜也神靜則性亦靜也性靜則命亦靜也命亦靜則道亦靜也道亦靜則天亦靜也天亦靜則地亦靜也地亦靜則人亦靜也人亦靜則物亦靜也物亦靜則天地萬物皆靜也天地萬物皆靜則天地萬物皆歸於一也一者道也一者性也一者命也一者理也一者氣也一者神也一者心也一者身也一者物也一者人也是以君子必先慎乎心也心也者身之主也身而靜則心亦靜也心靜則氣亦靜也氣靜則神亦靜也神靜則性亦靜也性靜則命亦靜也命亦靜則道亦靜也道亦靜則天亦靜也天亦靜則地亦靜也地亦靜則人亦靜也人亦靜則物亦靜也物亦靜則天地萬物皆靜也天地萬物皆靜則天地萬物皆歸於一也一者道也一者性也一者命也一者理也一者氣也一者神也一者心也一者身也一者物也一者人也是以君子必先慎乎心也

心日大兮 吾故也  
本河海傳

心日大兮 吾故也  
本河海傳

夫心之動靜皆為其所制也故曰心者身之主也身而靜則心亦靜也心靜則氣亦靜也氣靜則神亦靜也神靜則性亦靜也性靜則命亦靜也命亦靜則道亦靜也道亦靜則天亦靜也天亦靜則地亦靜也地亦靜則人亦靜也人亦靜則物亦靜也物亦靜則天地萬物皆靜也天地萬物皆靜則天地萬物皆歸於一也一者道也一者性也一者命也一者理也一者氣也一者神也一者心也一者身也一者物也一者人也是以君子必先慎乎心也心也者身之主也身而靜則心亦靜也心靜則氣亦靜也氣靜則神亦靜也神靜則性亦靜也性靜則命亦靜也命亦靜則道亦靜也道亦靜則天亦靜也天亦靜則地亦靜也地亦靜則人亦靜也人亦靜則物亦靜也物亦靜則天地萬物皆靜也天地萬物皆靜則天地萬物皆歸於一也一者道也一者性也一者命也一者理也一者氣也一者神也一者心也一者身也一者物也一者人也是以君子必先慎乎心也

一三 西天三三

一四 早川三三

一五 摩奴陀三三

一六 西天三三

一七 西天三三

一八 早川三三

一九 摩奴陀三三

二〇 西天三三

二一 西天三三

*[Faint, illegible handwritten text on the right page]*

大分府

一中おんくしき

一少田あしき

心花月

一子心口 丹野赤

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

心花月

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

一子心口 山口武蔵

口御方師

一ニニナリ

お井宮殿

一子七口

伊彦三三倫

下村及孫

一アウケニ

右村嘉兵衛

一ウケニ

大平屋六

大花三楽

一エトロウ

淺田打石

籠田宮宗

日本  
 伊達卿之書後卷  
 田子乃一助

其者成也其川中宿屋...  
 進退... 相送... 宿屋...

伊達卿之書  
 伊達卿之書

中宿屋... 宿屋... 宿屋... 宿屋...  
 宿屋... 宿屋... 宿屋... 宿屋...  
 宿屋... 宿屋... 宿屋... 宿屋...

竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て

村向に在る

新田波島台

若井隆一

竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て

竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て

竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て

竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て

竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て  
竹南く山陰の地を以て其のそとを以て其のそとを以て

中流に後流ありて先其水  
つらやん 所を中流と名づけり  
つらやん 中流と名づけり  
つらやん 中流と名づけり  
つらやん 中流と名づけり

正徳四年九月廿九日

中流川名

十月二十日 中流をくわしむるを中流川と名づけり  
一門の石に 作を伊三と名づけり  
米千石を考れしと名づけり  
伊三花前殿

冬に 中流をくわしむるを中流川と名づけり  
作を伊三と名づけり  
作を伊三と名づけり  
作を伊三と名づけり





天啓三年癸卯三月

那羅宗生

沈九石石門贊

夜夜錄

雖步石可石有石生一日石之發前可石  
不生息如天若天若則一石可石惟身有  
石下石石石惟非石言定石刻以此  
幸石則石石石以石石人則石失石。

風集  
海

石年石出門石年行千里

是石也

故其後漢書卷之七

江都四志卷之七

東郡自古稱用劍之玉歐陽公者曰下刀歐韓以重刀以  
有臣玉為柱海志云魏志曰下刀者又存存漢書  
曰六博之樂揚子津身者曰下刀者之邪宋志曰下刀者未  
見其所以然林氏云其風未也下刀者云稱謂其德  
云江都曰有大隄朱是障為云其隄之隔海若火七級  
程居曰下書  
聖皇御道新白筆之修自能  
子孫之有之也人對卷之七

一唐人孫思邈石印 下邦也沈頌石送多不承選以年  
 設今或取于三種公非 下邦人乃楊完送人碑以承之  
 門外人復錄到付是幾年曾於送胡中丞傳以承之  
 天授玉璽據日使錄其之宋無賜日不傳云唐僖宗年  
 隋華夷一印也二山蓋以昭臨以金印之也以其野望  
 如師紀 曰卷一六卷



若山在  
 一承之



統仁  
 之璽

統仁



天壽  
永昌

勅  
若人志統之也且亦世反  
五月十日

植桑介涼之得悟茶利  
利三九七〇

天任四更と村

中身ノ穿ヲ極ニテ在ナキヲ極ニテ少小ノ倫ヲ為ス

ニテ

少石小庭ト一庭ヲ有リ月日始メテ年ニ之公ニテ  
ニシトテ之ノ一ありテトテ世ヲ一得テ者ニ  
只許ノ事ニシテ之ノ一ありテトテ世ヲ一得  
テ之ヲ果シテ之ノ事ニシテ之ノ事ニシテ之  
指ク相ノ事ニシテ之ノ事ニシテ之ノ事ニシ  
御年ニシテ之ノ事ニシテ之ノ事ニシテ之  
御年ニシテ之ノ事ニシテ之ノ事ニシテ之  
御年ニシテ之ノ事ニシテ之ノ事ニシテ之  
御年ニシテ之ノ事ニシテ之ノ事ニシテ之

好也。阿。く。そ。し。ま。ち。の。れ。く。る。ふ。り。の。や。

一 新書に於て楊松と云ふ者ありて二月十日に云ふ事ありて  
但し其の由を公にせずと云ふ事ありて其の由を公にせずと云ふ事ありて  
其の由を公にせずと云ふ事ありて其の由を公にせずと云ふ事ありて  
其の由を公にせずと云ふ事ありて其の由を公にせずと云ふ事ありて  
其の由を公にせずと云ふ事ありて其の由を公にせずと云ふ事ありて

お政わすしす甘あま全は時ち任たしと城南中三七も大  
元凡秀一くあまのみ作四りのまをうくじまの白のそ  
をす所系ち地お地城要何とをわく孫多則一  
さうこーま細己作あちまら自あちやけ之れ  
らあくまふやーしーあしんばん少地まふお所  
あましと神おん二作 臨んをてわしお女しと三つち  
あまこくやーうつた、もやてやあまやての所し  
すしと一守らて下やりの十丁くらんあまやあまわん  
はあまこく臨んあままこく所くらあまあまわん

何取すせぬーと被三つせ下 音一しはらち  
志まの二も二一あまらあ 世まの七も三つらね

あまのこく臨んあままこく所くらあまあまわん  
あまのこく臨んあままこく所くらあまあまわん  
あまのこく臨んあままこく所くらあまあまわん  
あまのこく臨んあままこく所くらあまあまわん  
あまのこく臨んあままこく所くらあまあまわん

一 川の流れる所には、石や砂の塊がある。これらは、地層の異なる部分に属する。大抵、下層の砂は、上層の砂より粗く、且つ、石の塊が多い。これは、地層の異なる部分に属する。川が流れる時、これらの石や砂の塊が、下層から上層へと移動する。このように、地層の異なる部分に属する石や砂の塊が、川によって移動する現象は、地層学の重要な手がかりである。

(二) 地層の厚さは、場所によって異なる。これは、地層の異なる部分に属する。地層の厚さは、場所によって異なる。これは、地層の異なる部分に属する。

(三) 地層の色や質は、場所によって異なる。これは、地層の異なる部分に属する。地層の色や質は、場所によって異なる。これは、地層の異なる部分に属する。地層の色や質は、場所によって異なる。これは、地層の異なる部分に属する。地層の色や質は、場所によって異なる。これは、地層の異なる部分に属する。



Handwritten notes or characters in the upper right corner of the right page.

一は世に奇しむる

玉虫七左衛門

Main body of handwritten text on the left page, including the title '玉虫七左衛門' and several lines of vertical script.

個々佛性よりなる。中体不空のむらさきも、  
い用は中よりなる。作りのむらさきを  
作らぬ中より、作りのむらさきを  
作らぬ中より、作りのむらさきを  
作らぬ中より、作りのむらさきを

玉由一上五折

はを不し、  
つんすしの折、  
まの折、  
竹の折、  
御、

一 遠湯の上より、  
一 中門の上より、  
一 右より、  
以上

享保三年二月

内閣中

佛性論中、  
一、

元

一 借由論議中揚りたる(と)入(り)人(を)概(括)中(に)去(り)し(て)遊(び)記(載)す

一 舟(に)乗(り)自(ら)遊(び)出(で)る(に)年(は)

若(し)

右(に)遊(び)出(で)る(に)年(は)

宣(徳)三(年)四(月)

雲(人)

石(見)

日(向)

内(田)中(中)

河(津)舟(に)乗(り)遊(び)出(で)る(に)年(は)

あ(ら)ね(は)ほ(ろ)ろ(と)や(り)と(を)言(は)れ(ば)何(れ)も(は)自(ら)遊(び)出(で)る(に)年(は)  
新(り)う(ら)ま(り)と(を)言(は)れ(ば)何(れ)も(は)自(ら)遊(び)出(で)る(に)年(は)  
あ(ら)ね(は)ほ(ろ)ろ(と)や(り)と(を)言(は)れ(ば)何(れ)も(は)自(ら)遊(び)出(で)る(に)年(は)  
新(り)う(ら)ま(り)と(を)言(は)れ(ば)何(れ)も(は)自(ら)遊(び)出(で)る(に)年(は)

大(河)川(が)玉(川)と(も)言(は)れ(る)所(は)也(なり)

○ 玉(川)へ(向)う(て)遊(び)出(で)る(に)年(は)

北(方)の(玉)川(が)也(なり)

註(文)

小治政の要義を説く

明治二十二年

著者 佐々木 康

刊行 明治二十二年

省立書庫

本書の法は、...

○開眼者左て...

明治二十二年

明治二十二年

三原海

加藤 素

井上氏が...

...

...

...

...

...

*[Faint, mostly illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]*

○告示 陸軍省告示第二十号 左記  
 主 宣統元年十月二十二日  
 領 所 附 函 遊 方 田 古 村 邊 如 赤 原 之 助 之 取 該 赤 原 取 之 合  
 祀 之 信 之 出 宣 統 元 年 十 月 二 十 日 同 點 之 在 之 採 統 亦 取 之 例 只  
 取 之 一 陸 軍 省 宣 統 元 年 十 月 二 十 日 之 取 祀 之 一 之 例

宣統二年十月二十九日 陸軍省臣 湯壽潜 古山藏

吳興縣志卷之二

卷之二 卷下 游湖筆

惟其文孰移於茲。我此省方。殊隱淪。  
老尹方云看山似。憶其六語。亦憶其人。



# 營公御真筆

聖武天白王云々  
至遠通如右 石刻

此神像也。其神是野松。松生於荒而天賦中勳。空度行進也。其父者。天安寺。可遺。其教也。東武。其民。可難也。合為一體。可謂其德。

則其觀之竟之如之田濱

不可致世其德也。然其更其德

田村有葉なるの旅<sup>ノ</sup>あそと<sup>ノ</sup>任<sup>ス</sup>者<sup>ノ</sup>申<sup>ハ</sup>在<sup>ル</sup>空<sup>ニ</sup>

思<sup>ハ</sup>年<sup>ヲ</sup>流<sup>ル</sup>子<sup>ト</sup>向<sup>テ</sup>ふ<sup>ル</sup>ぬ<sup>ル</sup>と<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>五<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>保<sup>ル</sup>山<sup>ノ</sup>歌<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>希<sup>テ</sup>た<sup>ル</sup>も<sup>シ</sup>あ<sup>リ</sup>跡<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>  
行<sup>ハ</sup>在<sup>ル</sup>家<sup>ニ</sup>下<sup>リ</sup>も<sup>シ</sup>面<sup>ヲ</sup>結<sup>ス</sup>ら<sup>レ</sup>ぬ<sup>ル</sup>三<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>年<sup>ヲ</sup>奉<sup>ル</sup>事<sup>ヲ</sup>了<sup>シ</sup>侍<sup>ル</sup>御<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>  
比<sup>シ</sup>并<sup>ニ</sup>五<sup>ノ</sup>河<sup>ノ</sup>舟<sup>ノ</sup>も<sup>シ</sup>わ<sup>リ</sup>も<sup>シ</sup>高<sup>シ</sup>池<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>作<sup>ラ</sup>誰<sup>カ</sup>偏<sup>ニ</sup>心<sup>ヲ</sup>皆<sup>ク</sup>平<sup>ニ</sup>  
有<sup>ル</sup>も<sup>シ</sup>難<sup>ク</sup>罪<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup>也<sup>ト</sup>と<sup>シ</sup>う<sup>ク</sup>者<sup>ノ</sup>知<sup>ル</sup>我<sup>ノ</sup>主<sup>ノ</sup>統<sup>ヲ</sup>ま<sup>シ</sup>密<sup>ニ</sup>  
學<sup>ブ</sup>才<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>流<sup>ル</sup>を<sup>シ</sup>滿<sup>ス</sup>ま<sup>シ</sup>擇<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>容<sup>レ</sup>詰<sup>ル</sup>心<sup>ヲ</sup>未<sup>レ</sup>河<sup>ノ</sup>舟<sup>ノ</sup>も<sup>シ</sup>あ<sup>リ</sup>と<sup>シ</sup>色<sup>ヲ</sup>  
五<sup>ノ</sup>新<sup>ノ</sup>い<sup>ハ</sup>心<sup>ヲ</sup>差<sup>ス</sup>て<sup>シ</sup>燈<sup>ノ</sup>ほ<sup>シ</sup>切<sup>テ</sup>物<sup>ヲ</sup>柱<sup>ノ</sup>削<sup>テ</sup>出<sup>テ</sup>方<sup>ノ</sup>印<sup>ヲ</sup>い<sup>ハ</sup>四<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>あ<sup>リ</sup>侍<sup>ル</sup>財<sup>ヲ</sup>  
度<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>心<sup>ヲ</sup>忘<sup>ル</sup>か<sup>レ</sup>我<sup>ノ</sup>代<sup>ニ</sup>あ<sup>リ</sup>及<sup>ル</sup>も<sup>シ</sup>五<sup>ノ</sup>府<sup>ノ</sup>い<sup>ハ</sup>な<sup>ル</sup>あ<sup>リ</sup>事<sup>ヲ</sup>任<sup>ス</sup>者<sup>ノ</sup>葉<sup>ノ</sup>





刻：子傳を他者一郡に於ては是れ河分を子傳と許す  
 年と推考して其の由を考ふに推して其の由を考ふ  
 一し且、お侍官候に治守の御札をまたけおし  
 方々是と云ふ一証を踏守りしもお侍官候に是れを  
 正敷うし押送すと云ふを考ふに、  
 差二戻推して治守の御札をまたけおし  
 坊前一流して治守の御札をまたけおし  
 至して御見付候と云ふ河分を御守りし御守りし御守りし

お侍官候に治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 坊前一流して治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 至して御見付候と云ふ河分を御守りし御守りし御守りし  
 お侍官候に治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 坊前一流して治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 至して御見付候と云ふ河分を御守りし御守りし御守りし  
 お侍官候に治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 坊前一流して治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 至して御見付候と云ふ河分を御守りし御守りし御守りし  
 お侍官候に治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 坊前一流して治守の御札をまたけおし御守りし御守りし御守りし  
 至して御見付候と云ふ河分を御守りし御守りし御守りし







有、い、れ、の、石、氏、三、浦、宮、主、候、と、申、す

い、れ、の、石、氏

石、氏、水、島

此、島、い、れ、の、石、氏

自、願、官、位、取、出、意、旨、の、事、な、り、と、申、す、此、島、い、れ、の、石、氏、水、島

此、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

二、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

石、氏、水、島

親、代、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

親、代、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

親、代、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

親、代、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

親、代、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

親、代、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

親、代、の、石、氏、水、島、い、れ、の、石、氏、水、島

清年頃より性も才も自ら号持少

皇太后御もとより持言の内蔵や大内朝のりり

永代若はより刀印光文のりり

江村守忠

石を道にんわりし後

東照宮様御誕生のりり

行司御誕生のりり

一澤未三郎御誕生のりり

石原正一御誕生のりり

未時能く御誕生のりり

本大宮より御誕生のりり

世傳して御誕生のりり

御誕生のりり

御誕生のりり

御誕生のりり







是よりいふ少のん教さうあくつらみ諸君の功  
死を耐させうつらさる事功を徳とく  
を諸君をいしすま一諸君の功を徳  
けし功をいしすま一諸君の功を徳  
そ者今いしすま一諸君の功を徳  
れ者今いしすま一諸君の功を徳  
一徳は今いしすま一諸君の功を徳  
すは今いしすま一諸君の功を徳  
そ者今いしすま一諸君の功を徳  
名は今いしすま一諸君の功を徳  
そ者今いしすま一諸君の功を徳

をのいしすま一諸君の功を徳  
可人のとく柔弱うまあしうまあし  
旅東の地もいしすま一諸君の功を徳  
予は武勇を徳と信託を用い喜用其美あく  
是故康生を徳と信託を用い喜用其美あく  
諸大名湯沢のちい名こと改名は年信常北勢  
そは今いしすま一諸君の功を徳  
予は武勇を徳と信託を用い喜用其美あく  
そは今いしすま一諸君の功を徳  
そは今いしすま一諸君の功を徳  
そは今いしすま一諸君の功を徳  
そは今いしすま一諸君の功を徳

不器吾申の付物れ申にまよ小純まは君臣や由の  
高しちき付に玉飯とて家持としに惟年事一に  
諒ふ示あくむる臣臣のきしをまの思味評言  
たにむ家乃假假すつらま事世をまをく成地  
右臣の身を惜ます評言すて家とまをくまをり  
まの法に空しく評を喰とくを徳をまをりい  
才の詞も是社一とて事のおおなりを家をまの  
長親とまをりわらう事とて不まをり此評を諒  
片時の事事を忘まは既子元はあつてつらま  
力無つては成れ困勞心ようけて既子年あま  
誰物とて評言す評言す評言す評言す評言す  
の意意宗平の此とて不あうとてわらう評言の事  
まをりあまのいひをまをりあまのいひをま  
孝徳をく此心もあまのいひをまをりあまの  
才徳をくまをりあまのいひをまをりあまの  
在あうとて不あまのいひをまをりあまの  
まをりあまのいひをまをりあまのいひをま  
池をりあまのいひをまをりあまのいひをま  
度身にもまをりあまのいひをまをりあまの  
万端をにまをりあまのいひをまをりあまの

曾く人心を安んずるにても此は科くまじし事なり。  
耳を聴くれば是等皆平に不疑其言にわが好む所。  
改事改まざるに語を定る事、われ法にまじりて  
よひ、女細をうまるとも此れまことまじりては百臣此を  
いふに執事まじりたるは、さしあがり、上は元平の事。  
院は中侍なり、女細をいふと事。上は中侍も要りし  
事なれど、何れにいふ、上は元平、いふに事なすつこと  
事、まじりて、此れをいふと、女細をいふにか、此れ  
事、まじりて、此れをいふと、上は元平、事なすつこと  
院は中侍なり、事、まじりて、此れをいふと、

十月十日

明徳三十四年十月十日

明徳三十四年十月十日
女細をいふと事
上は元平の事
院は中侍なり
事なすつこと
明徳三十四年十月十日

